

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

————— ◇ —————

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月27日、町長から第4回定例会を招集告知した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案20件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

————— ◇ —————

◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

今回は第4回の川根本町定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

早いもので、この一年、もう師走に入りました。この間、議会の皆様方にも大変な御指導、御援助等をいただきまして、行政も順調に推移をしているというふうに感じております。大変ありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

11月20日からです。議会の全協の後に県の農業会議常任会議がございまして、出席をしております。

11月21日土曜日、川根野球、少年野球の関係で川根支部の大会が、県の大会ですがございまして、開会式に出席をしております。

11月23日月曜日、この日には、川根時間が智満寺等で開催されまして出席をしております。

この日の午後、税に関する作品の表彰式、金谷のほうで行われまして出席をし、それぞれ川根本町の中学校の皆さんが表彰を受けたということで出席をしております。

11月24日、総合計画のローリングの報告がございました。

11月25日、362の期成同盟会に多くの皆さんとともに国のほうへ行って陳情をいたしました。これは、静岡市との期成同盟会でございます。

11月26日には、入札会が執行されております。この日に県の林業会議所の総会がございまして、出席をしております。この日には、山梨の早川町と静岡市の議会それぞれ正副議長と私どもと懇談をいたしまして、今後の南アルプスエコパークについての検討をしたというのが11月26日です。

11月27日には、課長会議を行いました。この日には、総合教育会議がございまして出席をしております。林業振興基金運営委員会も午後に行いました。

この夜に長島ダム会というのがございまして、長島ダムの建設まで携わった皆さんが、OBの方が大勢接岨のほうへお集まりいただき、そこで挨拶をしております。

この日の夜、井林国会議員が国政報告会ということでございましたので、出席をしております。

11月28日土曜日です。この日には中部衛生検査センターの主催するグランドゴルフ大会がサウンドでございまして、そちらに出席し挨拶しております。この日の夜ですが、やはり井林代議士の国政報告会が山村開発センターで行われたということで、挨拶をしております。

11月30日、長島ダムの所長がお見えになりまして、今のダムの状況等について説明をいただいております。この日には遠州志太榛原地域の首長のサミットがございまして、知事とともに会議を行ったというのが11月30日です。これは袋井で行われました。

12月1日、この日には国税検査がございまして、交付税の審査ということで県のほうから参りまして、挨拶をしております。この日の午後に、静岡県教職員組合の皆さんがお見え

になりまして、先生の数減らないようにということの要請がございました。この日の夕方ですが、インテリア茶箱クラブの皆さんがお見えになりました。大変すばらしいインテリアの茶箱というのを説明も受けましたし、現物を見ましてびっくりしたというのが、12月1日のインテリア茶箱クラブとの面談でございます。

それから、12月3日、本日でございます。本日は定例会ということで、大変御苦労さまでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

_____ ◇ _____

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、小藪侃一郎君、9番、森照信君を指名します。

_____ ◇ _____

◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの16日間に決定しました。

_____ ◇ _____

◎日程第3 議案第53号 川根本町若者交流センター条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第53号です。川根本町若者交流センター条例の制定に

についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

現在、平成28年4月のオープンを目指し、川根本町若者交流センター奥流を建設をしています。

本条例は、この施設についての町の活性化に寄与するという設置目的を定めるとともに、適切な施設の管理運営に関する様々な基本的な事項を定めるものであります。

具体的には、川根留学生の定義、施設の名称と位置、施設の運営管理、施設に町職員を置くことができること、使用できる施設の種類、施設の使用できる者、開館の期間、施設で実施する事業の使用の許可基準、使用料や食事料の額及び減免と還付についての規定、許可の取り消し基準、損害賠償等を定めることを目的に制定をするものであります。

なお、本条例の施行に関し必要な事項につきましては、別に定める川根本町若者交流センター条例施行規則において手続上の具体的な事項を定めることとしております。

以上、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的に行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

皆さん、おはようございます。

総括的な質疑ということで、今建設中の若者交流センター奥流についてですけれども、目的など読むと、本当にこれからの町づくり、川根高校を守っていきたいという思いもこもって留学生を受け入れるようにしたいということで、それはとても積極的な行政の姿勢だなと大いに評価するわけですが、じゃ、町の高校生、ほかの高校へ通っている子供たち、あるいは川根高校へ通っている子供たち、そういう子供たちにも、やはり行政はよその子供を受け入れるということは、町の活性化の目的というか、大きな目的があるというふうな説明も以前、教育長さんからいただいたんですけれども、それはそれとしても、やはり高校へ行かせている親御さんたちは、本当に大変な財政的な負担、金銭的な負担をやりくりしながら子供たちにいい教育をということでやってくださっていると思うんです。みんな町の宝、子供たちだと思います。そういう子供たちへも何らかの形で支援をしないと、やはりもう既に、私の耳にも何人か届いているんですけれども、不公平というか、そういうはっきり不公平という言葉が使われる方ばかりではありませんけれども、大変なことをわかってほしいよというふうなお母さんたちの声を聞いています。そういうことで、やはりこういうすばらしい取り組みをするときには、町民の人たちにも全員に喜んでいただけるような、町の高校生もこういうふうなことを一歩前進させようよというふうな何か示していただければありがたいなと思うんですけれども、そのような配慮といいますか、考えがとおりかどうか伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことは、全てそのとおりだと思います。

しかし、川根高校の存続ということをターゲットにしますと、どうしてもあそこに来ていただいて存続できるような高校生を集めなければ危ないというような意識も、当然町民も持っている。もし、川根高校がなくなれば、今言った負担の関係、それについても、今よりもっともったかかるということは、火を見るよりも明らかであるという中で、まずは存続のために何ができるかということを基本に置いて対応したと。

それから、今言われた差があるではないかということ、これは若干全てが次元が違うというか、それぞれの段階でこうしたらいいということはやっていかなければいけないけれども、基本的な考え方はそのような方向に進むと、今できることは、これが一番最適ではないだろうということに進んでいるということで御理解いただかないと、全てを一括で解決できるという問題ではないというふうに思っておりますので、今言われた不足のことについては、当然ながら、これから議会の皆さんとか委員会等も当然できるという中では検討する課題であるというふうに認識をしております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） おおまか認めてくださって、私も町長の今の答弁にほとんど同意をすることができます。

そして、全然次元が違うから受け付けないよというのではなくて、これからの課題として検討していくというふうなお話がありましたので、ぜひこれとは別にしても、町の高校生を高校へ行かせている親御さんたちの負担軽減について、また必要な検討をぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、第二常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は第二常任委員会へ付託することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 4 議案第 54 号 川根本町貯木場条例の制定について

◎日程第 10 議案第 60 号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 次に、日程第 4、議案第 54 号、川根本町貯木場条例の制定について及び日程第 10、議案第 60 号、財産の取得についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 54 号、川根本町貯木場条例の制定について及び日程第 10、議案第 60 号、財産の取得についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 54 号並びに議案第 60 号を一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 54 号です。

議案の 6 ページをごらんください。

桑野山地区にあります国の林野庁所有の千頭貯木場の払い下げを受け、大井川流域から集材した原木等を流通に乗せるための仕分け場としての機能を持ち、自伐林家の育成を進める林業の拠点施設として桑野山貯木場を設置するものであります。

施設建設に当たり、川根本町貯木場条例を制定し、桑野山貯木場の使用基準を定めたく提案をするものであります。

御審議の上、御同意くださいますよう、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、議案第 60 号です。財産の取得について。

議案の 34 ページをごらんください。

本案は、川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

財産の種類は、桑野山貯木場の土地及び建物でございます。

所在地は、川根本町桑野山字藤川道 424 の 6。面積、土地 9,672.43㎡。建物 9 棟、延べ 1,352.83㎡。取得金額は 2,900 万円。契約の相手は、静岡市葵区駿府町 1 の 120 号、林野庁関東森林管理局、静岡森林管理署長でございます。

この貯木場には、大井川流域で生産された原木等を集積し、流通させるための仕分けの土場として、多様な需要先との取引を進めるための重要な拠点となります。

また、自伐林家の育成事業の拠点施設としても有効な活用を進め、林業振興の拠点になるよう整備を進めてまいり所存であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第54号及び第60号について総括的に行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

委員会へ付託されるということで、先ほどの議案と同じように、細かいことは委員会のほうで思っております。ぜひ、この事業について行政の姿勢をここで総括的に確認をしたいというふうに思って、総括質疑をさせていただきます。

それは、森林も80%以上ですか、森林に囲まれた、90何%でしたっけ、94%ですか、囲まれたこの川根本町で、林業が衰退して久しく、製材所もなくなって、本当に小規模なところ1カ所だけになるという話も聞いています。そういうことで、今若者を呼び込むことができる一つに、林業への就農といいますか、生活ができれば若者は来てくれると、そういう希望もありますので、ぜひここをそういう若者を呼び込むために、いろいろな木材の活用はいろんな方法があると思うんですね。材として出すこともそうですし、それから、バイオマスの利用の仕方、まきなどもありますし、集成材の利用の仕方もあると思うんです。そういうことで、また地元には川根高校もありますし、そういう子供たちにも伝えていけるような取り組みがされるといいなということを、私たち議員は、オープニングの日とか、それから議会の現地視察のときに見て、あれだけの広さ、あれだけの立派な建物を見せていただいて、とても期待を膨らませました。行政が本当に本気になってそういうことを取り組んでいただきたいなと、私は心から思っています。

ただ単に、今回の木の駅事業で終わるなどという、続けていけばいいというふうな評価は町民の人たちにはないと思うんです。木の駅事業は本当に一歩踏み出したと、そういうことに対して踏み出すんだという決意のあらわれかなと私は受け取っているんですけども、その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これも今、鈴木議員が言われたとおりなんです。

今まで、ともすると、地元にある非常に有効に使える資源を使っていなかったというのが現況ではないかというふうに思っております。その中で、以前からこの町に、94%の森林に囲まれた中で、製材もない、そのようなことで林業のことが語れるかどうかということを非常に懸念を持って過ごしてきたという中で、私はこの町は不思議なところで、これまでも林業というのが盛んな時期があったけれども、全てがほとんど材木というよりは丸太で下流のほうへ出てしまったということで、地元に加工作場的なものが何も残っていないというのは、これだけの面積を持った地域では非常に珍しいということがございます。

そのような中で木の駅事業が出発したということで、私はあれだけで全てが解決するとは思っておりません。当然ながら、ここで加工する皆さん、先ほど行政報告で申し上げました茶箱の関係についても、大変価値があるというふうなことも説明を受けて、やはりそういう材がすばらしいものならば、ある程度の加工施設もつくりながら、そこに若い人に参加をし

でもらって、もっともっと幅広く多くの皆さんに利用していただく。当然ながら、ここには土木事業も大変多くございますので、その皆さんが使う幕板等もないというようなことも聞いております。そのような中で、建築までいくかどうかは別として、やはりそのような加工場もつくる必要があるのではないかという思いがあります。それに関連しますと、当然ながら、いろんな廃棄物が出るという中で、バイオマス等も当然ながら検討をせざるを得ないというような状況が来るのではないかというふうに期待をしているところです。

また、まきボイラーも今、大変多くの皆さんが自分で家庭用として使っている方は承知しております。その皆さんも、大変すばらしいということも聞いておるものですから、その辺も絡めて多くの皆さんが意見を出し合いながら、できるものを一つ一つやることが将来につながるというふうに思っておりますし、よく木村尚三郎先生という文化芸術大学の学長がおりましたけれども、その方が「振り返れば未来」という言葉を言いました。これは、考えてみますと、この町の今までの歴史というのは、何をもとにやっていたのかということ振り返って考えるべきだというようなことをおっしゃっておりました。私もそれには感銘を受けて、私も、やはりこの町の歴史というものを振り返りながら将来を見直すということが必要だし、それに合わせるということが大事だということで、これだけたくさんある資源は有効に使うように議会の皆さんとともに一緒になって考えていく、そのような必要があるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号及び議案第60号は、第二常任委員会へ付託することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号及び議案第60号は、第二常任委員会へ付託することに決定しました。

— ◆ —

◎日程第5 議案第55号 川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第55号、川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第55号です。川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案の第9ページをごらんください。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確化するため、法定事務の範囲内において、効率的な処理に必要な限度で特定個人情報を利用し、提供するための条例を制定するものでございます。

この番号法の規定に基づきまして、当町における町民の利便性向上や行政事務の効率化を考慮するとともに、町における特定個人情報の利用及び提供の範囲を明確化するため、番号法第9条第1項に定められた法定事務の範囲内において、効率的な処理に必要な限度で庁内同一機関内における特定個人情報の庁内連携や、同一団体内の他の機関である教育委員会へ特定個人情報の提供を行うための規定もあわせて制定をするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、総括的に行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

大変複雑といえば複雑だし、条文だけ沿って読めばそんなに難しいものでもないんですけども、中身は本当に奥深い条例の制定だと思います。なぜなら、記憶にも新しいのは、年金機構の250万件の情報流出などがまだ忘れられないわけですけども、もしあれがマイナンバーで起きたらどうなるんだろう、本当に一挙に個人情報が出てしまうんじゃないかという危惧もありますし、マイナンバー法は、町民の方々からも今、疑問の声、不安の声いろいろ寄せられています。行政も何回か説明のパンフを配ったり、広報に載せたりしているわけですけども、やはり制度そのものが個人の情報を一括してまとめることができる。その、今まとめないで、法律事務の範囲内において利用の範囲を明確にするための条例制定だというふうには言われましたけれども、これから幾らでも情報をまとめることができる制度なわけです。ですから、こういう条例をつくっておくというのは、本当に大事なことだと思うんですけども、この制度そのものについて、本当に情報漏えい、あるいは犯罪利用、いろいろな危惧といたしますか、危険が潜在している制度であり、必要性が本当にそんなにあるのかということは、町民の人から結構言われます。

そして、また企業においては、町内の事業所の方も、本当にもう従業員のマイナンバーの提出を求める、そしてその管理が義務づけられて罰則まで定められている。そういうこととでもできないよと、そういう声も寄せられています。こういうことに対して、行政はどこまで町民のそういう疑問あるいは事業者の負担増とか不安とかに応えていくのか、お年寄りの人たちもこのマイナンバーの管理というのは考えただけでも非常に難しいだろうと思うのは、本当にすぐ誰でも思うことだと思うんですね。認知症になった人たちまでみんなマイナンバーが付与される、それをちゃんと管理しなさいよということについて、やっぱり行政の支援が必要ではないかと思うんですけれども、そういうことに対してどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この件につきましては、当然ながら上部、国の関係が非常に濃いうちで、上部で決定したことを下部の私ども地方自治体が果たして代案を出せるかといいますと、なかなかできないという中では、多くの国会議員の皆さんを含めて慎重に対応をしていただくという以外は、私ども取り入る方策はないというふうに考えております。

ですので、やはり国がしっかりした秘密を守れるというようなこと、個人の情報を守れるというようなことにしていただかない限りは、今言われたような不安は全国民につながってしまうというふうに思っております。ですので、しっかりした法整備をしていただきたいということが、私どもの願いです。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほどの質問で、総括質疑の中で私1点間違えて数字を言いましたので、訂正をさせていただきます。

それは、年金情報の流出250万件と言いましたけれども、125万件の間違いでした。

○議長（太田侑孝君） いいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、第一常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は第一常任委員会へ付託することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 6 議案第 5 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 6、議案第 56 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

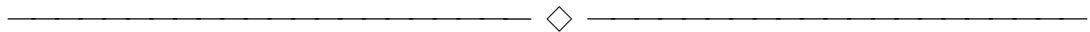
○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 56 号です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明をさせていただきます。

議案 14 ページをごらんください。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成 25 年 5 月 31 日に公布されたことに伴いまして、平成 28 年 1 月 1 日から、法に定められた事務について、個人番号及び法人番号の利用が始まることから、法に基づく事務の申請事項に個人番号を記入する項目を追加する必要がある「川根本町国民健康保険税条例及び川根本町介護保険条例」について、法の趣旨に沿いました措置を講ずるため、当該条例を一括して改正する整理条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 7 議案第 5 7 号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 7、議案第 57 号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 57 号です。川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案 16 ページをごらんください。

本基金条例は、合併特例事業債を活用し、平成 18 年 9 月議会において議決をいただきました 9 億 5,000 万円の借入れを行い、10 億円の基金を造成し運用してまいりました。

今回の改正は、懸案でありました高度情報基盤整備事業について平成 26 年度より着手し、今年度完成の上、利活用について検討されておりますので、新町建設計画に位置づけられて

いる高度情報基盤整備事業に係る運用経費や更新経費の財源として地域振興基金を充当することを明確化するため、条例改正をお願いするものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 8 議案第 5 8 号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 8、議案第 58 号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第 58 号です。川根本町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案 18 ページをごらんください。

平成 26 年度の国税猶予制度の見直しを受けて、納税の猶予制度である徴収の猶予、換価の猶予及び申請による換価の猶予の規定を、新たに町税条例に定める必要があります。

今回の町税条例の一部改正は、徴収猶予に係る徴収金の分割納入・納付の方法、徴収猶予の申請手続及び換価の猶予の手続等、平成 28 年 4 月 1 日から施行できるよう、川根本町税条例に新たな規定を追加するものであります。

また、平成 27 年度地方税法の一部改正に伴い、4 月 1 日施行日のものや、平成 28 年 1 月 1 日施行のマイナンバー制度に係るもの等については、早急に地方税法と町税条例の整合性を図る必要性があり、6 月議会において専決処分の形で税条例の一部改正を承認いただいた経緯があります。

この 6 月議会で御承認いただいた平成 28 年 1 月 1 日施行日である改正規定の一部に、更なる一部改正や文言の追加の必要性も出ておりますので、この部分もあわせて川根本町税条例の一部を改正させていただくをお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 議案第 5 9 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第 9、議案第 59 号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第59号です。川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案24ページをごらんください。

本条例においては、年金たる損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一の理由により厚生年金保険法等他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には、調整を行うことと規定をしております。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるのに伴い、条例改正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第61号です。工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案35ページをごらんください。

本案は、平成26年度、情報通信利用環境整備推進交付金事業、川根本町高度情報基盤整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成26年8月12日、平成26年第2回議会臨時会により契約締結の議決を受け、平成27年3月18日、平成27年第1回議会定例会により変更契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を9,979万2,000円増額し、変更後契約金額を14億2,603万2,000円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 6 2 号 静岡州市町総合事務組合規約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第62号、静岡州市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第62号です。静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案36ページをごらんください。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡州市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、消防広域化に伴う構成市町の増加することに伴い伊豆市、伊豆の国市、函南町にて構成されている田方地区消防組合から沼津市、伊東市、東伊豆町、清水町を含める駿東伊豆消防組合に改めるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 3 議案第 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町福祉センター）

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第63号です。公の施設の指定管理者の指定について、川根本町福祉センターについて、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の37ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町本川根福祉センターと川根本町老人福祉センター憩の家いずみの2施設であります。指定管理者は、いずれも川根本町上岸90番地の川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏であります。

指定の期間は、いずれも平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。現在も指定管理者の指定をしており、引き続き指定をしたいので、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第64号です。公の施設の指定管理者の指定について、川根本町高齢者デイサービスセンターについて、説明をさせていただきます。

議案の38ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町中川根高齢者デイサービスセンターと川根本町本川根高齢者デイサービスセンターの2施設であります。指定管理者は、いずれも川根本町上岸90番地の川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏であります。

指定の期間は、いずれも平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。現在も指定管理者の指定をしており、引き続き指定をしたいので、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第65号です。公の施設の指定管理者の指定についてを説明をさせていただきます。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンターでございます。

議案の39ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町老人福祉センター憩の家いずみ、川根本町高齢者生きがいの郷、

川根本町高齢者むつみの郷の3施設であります。指定管理者は、いずれも川根本町上岸90番地の川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏であります。

指定の期間は、いずれも平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。現在も指定管理者の指定をしており、引き続き指定をしたいので、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町自然休養村管理運営施設）

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第66号です。公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の40ページをごらんください。

川根本町自然休養村管理運営施設につきましては、平成28年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、平成27年11月26日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第67号です。公の施設の指定管理者の指定について、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設の提案理由の説明をさせていただきます。

議案の41ページをごらんください。

川根本町寸又峡温泉野天風呂の施設につきましては、平成28年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月26日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理を寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第68号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第68号です。平成27年度川根本町一般会計補正予算第5号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,988万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,436万4,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について事業の限度額の追加をしたいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正、地域振興基金元金積立金の追加、防犯灯整備事業費補助金の増額、個人番号カード裏書プリンタ購入費の追加、配食サービス事業委託料の増額、上長尾田澤内科医院駐車場敷地購入に伴う経費の追加、農道排水路維持管理委託料の増額、県単独治山事業、池の谷治山工事請負費の増額、音戯の郷入り口付近支障木伐採業務委託料の追加、同施設外壁改修工事請負費の減額、青部バイパストンネル工事起工式の開催に伴う経費の追加、青部駅周辺土地の埋め立て土に係る土地購入費等の追加、町道維持管理のための重機借り上げ料の増額、町道千頭澤間線改良工事詳細設計に伴う地質

調査業務委託料の追加、町道高郷上長尾線開設工事測量業務委託料の追加、若者交流センター開所に伴う経費の追加、小学校管理費及び中学校管理費における臨時職員賃金等の総額、平成28年度からの教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書等の購入経費の増額が主なものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第19 議案第69号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第19、議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第69号です。平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,410万8,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第20 議案第70号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）**

○議長（太田侑孝君） 日程第20、議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第70号です。平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億134万7,000円としたいものです。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と消費税の増額、簡易水道施設の水質検査委託料の減額、崎平地区内の配水管敷設工事請負費の追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第２１ 議案第７１号 平成２７年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第１号）

○議長（太田侑孝君） 日程第21、議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第71号です。平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第１号の概要について説明をさせていただきます。

第１表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,459万8,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費の補正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第２２ 議案第７２号 平成２７年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第72号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第３号）の概要について、説明をさせていただきます。

第１表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,361万8,000円としたいものです。

今回の補正予算は、インフルエンザ予防接種等に係るワクチン代などの医療材料費の増額

をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎議案書の訂正

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 失礼します。

議案書の関係で2字、字句の訂正をお願いをしたいと思います。

議案書36ページでございます。静岡県市町総合事務組合理約の変更についてという議題でございますけれども、その本文の中の3行目、「静岡県市町総合事務組合理約を別紙のとおり」とございますけれども、これについては「別紙」を「下記」に改めていただきたいと思います。

大変失礼いたしました。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） はい。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月9日午前9時、本会議を開会し、議案第53号、54号及び60号の委員会報告、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時02分